

岐阜県公報

目 次

訓 令 甲

岐阜県民生活安定緊急対策本部設置規程の一部を改正する訓令

(県民生活相談センター)

ページ

岐阜県訓令甲第十八号

訓 令 甲

号外 (14) 平成二十六年 四月 一日

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐阜県民生活安定緊急対策本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十六年四月一日
岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県民生活安定緊急対策本部設置規程の一部を改正する訓令

岐阜県民生活安定緊急対策本部設置規程（昭和四十九年岐阜県訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中 「秘書広報統括監」を削り、「振興局長」を「秘書政策審議監」に改める。

別表第二中 「危機管理統括監」を削り、「総合企画部総合政策課長」を「清流の国推進
総合企画部市町村課長」を「清流の国推進
総合企画部統計課長」を「危機管理部危
環境生活部統

部清流の国づくり政策課長

部市町村課長
に改める。

危機管理政策課長

計課長
附 則

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年四月一日発行

発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社